

コンプライアンス規程

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）においてコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって、機構の社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、コンプライアンスとは、機構または役職員が業務遂行において法令等（機構の定款、規程、要綱及び要領等を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は下記に該当する役職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 就業規則第2条に規定する正職員
- (4) 準職員就業規則第2条に規定する準職員
- (5) 任期付き職員就業規則第2条に規定する任期付き職員等
- (6) 再雇用職員就業規則第2条に規定する再雇用職員
- (7) 非常勤職員就業規則第2条に規定する非常勤職員
- (8) 基本契約書等により機構の就業規則に則ることが定められている派遣職員

(役職員の責務)

第4条 役職員は、法令等の遵守を最優先に業務を遂行する。

2 役職員は、売買、請負、委託先等の契約を行なうときは、契約の相手方が法令及び契約を遵守し、不正が生じないように監視、調査等必要な措置をとらなくてはならない。

(公益通報)

第5条 役職員は、就業規則第69条、準職員就業規則第59条、任期付き職員就業規則第59条、再雇用職員就業規則第48条、非常勤職員就業規則第46条に規定する懲戒処分に該当する行為等を発見した場合は、通報しなければならない。

2 機構は、この通報者を保護する公益通報者保護制度を設ける。

3 前項の公益通報者保護制度の詳細については、別に定める。

(違反の報告)

第6条 役職員は、前条の公益通報以外の定款及び諸規程に違反する行為を発見した場合、また、売買、請負、委託先等契約の相手方の法令若しくは契約違反を発見した場合、次条に定めるコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第7条 機構におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を検討するため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第8条 委員会の構成は、理事長、副理事長、事務局長、部長、次長とする。

(委員長等)

第9条 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副理事長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(所轄事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

(1) コンプライアンス違反行為に対する調査並びに対応策及び再発防止策に関すること

(2) コンプライアンス違反事案又はその恐れのある事案に関する役職員への情報提供に関すること

(3) 売買、請負、委託先等契約の相手方が、法令違反又は契約違反を行なったとき、契約の解除及び損害賠償請求並びに取引停止に関すること

(4) その他コンプライアンス推進に必要な事項に関すること

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外のものを委員会に出席させることができる。

(弁明の機会)

第12条 委員会の議事が、第10条第3号のときは、当該相手方に弁明の機会を与えるものとする。

(委員会)

第13条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(理事会への報告)

第 14 条 委員長は、第 10 条第 1 号に規定するコンプライアンス違反行為に対する調査結果並びに対応及び再発防止策の概要を、直近に開催される理事会において報告しなければならない。

ただし、公益通報者保護規程によるものは、公益通報者の氏名又はその特定が可能となる事項を除くものとする。

(事務局)

第 15 条 委員会の事務局は総務企画課に置く。

(公表)

第 16 条 この規程は機構ホームページにより公表する。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改正・廃止は、理事会の決議を得て行うものとする。

(補則)

第 18 条 この規程の運用に必要な事項は、理事長が別に定める

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。